

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

平成 21.4.2 第 171 回国会第 10 号

4月2日(木) 第10回の委員会が開かれました。

- 1 消費者庁設置法案(内閣提出、第170回国会閣法第1号)
消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、第170回国会閣法第2号)
消費者安全法案(内閣提出、第170回国会閣法第3号)
消費者権利院法案(枝野幸男君外2名提出、衆法第8号)
消費者団体訴訟法案(小宮山洋子君外2名提出、衆法第9号)
- ・森法務大臣、金子国土交通大臣、野田国務大臣(消費者行政推進担当大臣)、谷本内閣府副大臣、増原内閣府副大臣及び政府参考人並びに提出者枝野幸男君(民主)、小宮山洋子君(民主)及び階猛君(民主)並びに参考人に対し質疑を行いました。
- (参考人) 独立行政法人国民生活センター理事 田 口 義 明 君
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

(質疑者及び主な質疑内容)

とかしきなおみ君(自民)

- ・違法収益の剥奪及び被害者への返還のために現状でどういった仕組みがあるのか。
- ・単独では小額だが被害の範囲が広い消費者被害に対する政府案及び民主党案の対応を伺いたい。
- ・地域の消費生活センターとその他の消費者関係団体との連携の成功事例を野田国務大臣に紹介していただきたい。

永岡桂子君(自民)

- ・国境を越えた犯罪による消費者被害等に対応するため、諸外国との連携が重要となると考えられるが政府の考えはどうか。
- ・法テラスと消費生活センターの連携についてその現状及び法案成立後の見通しについて伺いたい。
- ・消費者被害防止のために消費者教育の充実が必要だと考えるが現状と今後の対応について伺いたい。

階 猛君(民主)

- ・消費者安全法案では多数の政令規定が置かれているが、なぜ重要な箇所を政令に委任し、法律において規定していないのか。
- ・個人情報の保護に関する規範は、個人情報保護法第7条で政府の基本方針が定められているが、主務大臣制にもなっており、事業分野ごとのガイドラインも定められ、また、業界ごとのルールも存在していて、規範が幾重にもなっている。消費者庁設置後は、消費者庁が個人情報の保護に関する各規範を一元化していくことが重要だと

考えるが野田国務大臣の見解を伺いたい。

- ・消費者庁に法律を移管・共管することに関して、消費者庁の所管法律をどのようにするかよりも適切な権限行使をどう担保するかが重要だと考えるが、消費者庁に法律を移管・共管する議論に関して、どう考えているのか、野田国務大臣の見解を伺いたい。

小宮山 洋子君(民主)

- ・消費者安全法案第16条等における内閣総理大臣の措置要求権限は、内閣府の長としての分担管理事務の権限であり、内閣法第6条における指揮監督権限ではないののではないか。そうであるならば、閣内不一致になるような場合に、内閣総理大臣の権限が適切に行使できないのではないか。
- ・違法収益はく奪制度について、当初政府案の中でも検討していたことは事実か。今回はなぜ法案化が見送られたのか。また、検討状況を伺いたい。
- ・こんにやくゼリー事件及び中国製冷凍ギョウザ事件は未だ問題の解決が図られていない。消費者庁が設置された場合、消費者権利院が設置された場合と比較して、どちらがより迅速に問題に対応できると考えるか。

吉井英勝君(共産)

- ・違法収益の剥奪制度については、かつて法制審議会で検討されたが、引き続き検討とされた。その後、政府の関係機関での検討状況を伺いたい。また、違法収益剥奪制度と被害者救済制度の導入について、野田国務大臣の認識と取組状況を伺いたい。

- ・違法収益剥奪制度にはさまざまなものがあるが、消費者団体訴訟法案において、行政官訴訟（父権訴訟）でなく団体訴訟を選んだ理由と両制度のメリットとデメリットを示されたい。
- ・地方消費者行政活性化基金の消費生活相談員人件費への充当は、関係者の総意といってよい状況である。これを不可能とするのは野田国務大臣の政策判断なのか。

日 森 文 尋君（社民）

- ・法務省所管法律のうち、出資法だけが消費者庁と共管となったことの意義はなにか。また、消費者行政推進会議において消費者庁に移管する法律として例に挙げた43法律のうち法務省所管の6法律の今後の検討の見通しを伺いたい。
- ・法テラスの意義と趣旨を伺いたい。また、法テラスへの相談について、消費者庁と連携することは考えていないか。

井 澤 京 子君（自民）

- ・消費者にとって手続も簡単で費用も安い救済手段である国民生活センターによる裁判外紛争解決手続（ADR）について、今後活用してもらえるように、国民に対する広報活動を強化すべきではないか。
- ・消費生活相談員に関する資格にはどのようなものがあり、その保有者はどのくらいいるのか。また、資格の一元化を考える必要があるのではないか。
- ・現在、雇用情勢は非常に厳しい状況だが、他方で消費生活相談員は不足しており、雇用対策の観点から、新たな労働市場として消費生活相談員を位置付けることができるのではないか。

大 口 善 徳君（公明）

- ・消費者権利院法案では、国家公務員の消費生活相談員と地方公務員の消費生活相談員が並存することになるが、待遇格差が生じたり、地方の消費者行政を混乱させたりするおそれはないのか。
- ・シンドラ社製エレベーター事故で、国土交通省の事故原因調査が行われるまで2年半もかかったことを政府はどのように考えているのか。原因調査はできるだけ早く実施してその結果を公表すべきではないか。
- ・富士ハウス株式会社の倒産では、住宅購入資金を払い込みながら住宅を得られない消費者被害が多数発生した。工事の途中で建設会社が倒産した場合の住宅完成保証制度の加入について、法律で義務化するべきではないか。

園 田 康 博君（民主）

- ・シンドラ社エレベーター事故は発生から2年10ヶ月以上かかってようやく警視庁が送検した。事故防止のためにも早期の原因究明が必要だが、国土交通省の調査・対応はどうなっているのかお聞きしたい。
- ・エレベーター事故について事故情報の報告や定期点検が義務付けられたが、最近普及しているホーム・エレベーターに関しては事故報告や定期点検が義務とされていない。この点について国土交通省の見解を伺いたい。また、消費者庁ではどのような対応ができるのかについて野田国務大臣の所見を伺いたい。
- ・消費者庁または消費者権利院はエレベーター事故の原因を調査する能力があるのかどうか政府及び衆法提出者の認識をお聞きしたい。

泉 健 太君（民主）

- ・株式会社ゲートウェイ21のような海外留学支援を行う事業者を所管する省庁がないと聞いているが、文部科学省や外務省ではこの業界について、どのような対策をとっているのか。
- ・株式会社ゲートウェイ21の破産問題と同種の消費者被害が発生した場合、消費者庁や消費者権利院ではどのように対応することとなるのか。
- ・政府案において消費政策委員会の委員を15人以内とした理由と委員を非常勤とした理由を伺いたい。また、民主党案において消費者権利委員会の委員を5人とした理由と、委員を常勤とし、国会同意人事とした理由を伺いたい。

田 島 一 成君（民主）

- ・自動車事故情報の収集が平成19年から（独）製品評価技術基盤機構（NITE）から国土交通省に移った事により、これまで知り得た他の事故情報等との統計上の関係がわからなくなったことは、情報の一元化に反すると考えるが、野田国務大臣の所感を伺いたい。
- ・自動車トラブル対応について、窓口が多岐にわたってユーザーにわかりにくくなっている現状について、金子国土交通大臣の所感を伺いたい。
- ・地方の消費生活センターにおける商品テスト体制が衰退している現状について、野田国務大臣の所感を伺いたい。また、商品テストの最後の砦である、国民生活センター、NITE、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の予算拡充のため、これまでどのような働きかけを行ったのか伺いたい。

吉井英勝君（共産）

- ・消費者政策委員会の権限について野田国務大臣の見解を伺いたい。
- ・シンドラ社のエレベーター事故に関しては、設計上や製造上の問題をフィードバックさせ、製品の欠陥を正す必要がある。そのためには、国土交通省によるエレベーター自体の問題・欠陥の究明が必要である。金子国土交通大臣の見解を伺いたい。
- ・航空機事故のようにエレベーター事故についてもきちんとした調査をする必要がある。運輸安全委員会のような事故調査委員会を設置して原因を究明すべきと考えるが如何か。

日森文尋君（社民）

- ・シンドラ社製エレベーター事故を受け、建築基準法施行令等を改正したがその内容はどのようなものか。また、当該改正は、警察による捜査結果が出ていない段階で決定されたが、同事故に対応したものとなっているのか。
- ・昇降機等事故対策委員会の役割、同委員会と消費者庁との協力体制について伺いたい。また、同委員会や消費者庁は、警察と連携する必要があると考えるがいかがか。
- ・自動車不具合情報ホットラインに対する金子国土交通大臣の評価を伺いたい。また、消費者庁において同ホットラインを参考とすべきと考えるが野田国務大臣の見解を伺いたい。